

3 0 川 監 公 第 9 号

平成 3 0 年 1 1 月 1 2 日

定期（工事）監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、平成 3 0 年 3 月 2 6 日付け 3 0 川監公第 3 号で公表した定期（工事）監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川 崎 市 監 査 委 員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	花 輪 孝 一
同	山 田 益 男

30川総行革第444号

平成30年9月28日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様

同 植村 京子 様

同 花輪 孝一 様

同 山田 益男 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成30年3月26日付け30川監報第2号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

## 平成29年度第2回定期（工事）監査の結果に対する措置状況

### 1 工事現場の安全に関する指導を適切に行うべきもの

#### [指摘の要旨]

本工事は、地上4階建て鉄筋コンクリート造の市営末長住宅を解体する工事である。

労働安全衛生規則第518条では、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合においては、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは作業床を設けなければならない。また、作業床を設けることが困難なときは安全帯の使用など、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じることとされている。

本工事では作業床を設けていたが、粉じん等の飛散防止のための散水作業については、作業床から散水できない箇所での作業の際に安全帯を使用するなどの墜落防止等の対策を行っておらず、監督員はこのことを把握していなかった。

川崎市請負工事監督規程によれば、監督員は請負者に対し適切な指示が与えられるよう工事現場等の状況を把握しなければならないことから、安全確保に向けた対策が確実に行われるよう請負者に対し適切に指導されたい。

#### [措置内容]

指摘事項については、高さ2m以上における作業では墜落を防止する措置が講じられているか等の工事現場の状況を把握するよう、平成30年8月6日に文書で関係職員に周知徹底しました。

今後は、工事現場の安全に関する指導を適切に行うよう努めます。

(工事番号4) (まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課)

### 2 見積り等を用いた積算を適正に行うべきもの

#### [指摘の要旨]

幸区役所ほか屋外附帯工事の積算において、鉄くず等の有価材処分単価の決定に当

たり、鉄くず以外の金属については市で単価等を定めていないことから積算基準に基づき刊行物を用いて設計価格を定め積算しているが、設計書に入力する際に単位の確認が不十分であったため誤った単価を入力していた。また、当初計画していた地盤改良工事が取り止めとなり関連費用として計上していた試験費についても実施回数が増減となっていたが、試験費の設計変更を行っていなかった。

緊急消防援助隊活動拠点新築工事においては、見積りにより設計価格を決定しているものの一部について、単価を誤って入力するとともに、必要な補正を行っていなかった。

見積り等を用いた積算に当たっては、設計価格の確認及び設計書への入力を適切に行われたい。

#### [措置内容]

指摘事項については、設計単価の決定や設計変更の場合には、価格や単位、数量の確認や設計書への入力内容との照合を十分に行うよう、平成30年7月10日の所管部内係長級会議にて関係職員に周知徹底しました。

今後は、見積り等を用いた積算に当たり、設計価格の確認及び設計書への入力を適切に行うよう努めます。

(工事番号9、13) (まちづくり局施設整備部公共建築担当)

### 3 その他改善を要するもの

#### ア 積算基準を正確に把握し設計価格等の確認を十分に行うべきもの

##### [指摘の要旨]

見積りを用いた設計価格の決定に当たり、積算基準の内容把握が正確でなかったため、見積価格の審査や見積価格に乗ずる査定率の設定の確認が不十分であった事例

##### [措置内容]

指摘事項については、積算基準を一部改訂するとともに、積算基準の内容を正確に

把握し、見積価格の審査や見積価格に乗ずる査定率の設定の確認を行うよう、平成30年7月10日の所管部内係長級会議及び同年7月30日の課内会議にて関係職員に周知徹底しました。

今後は、積算基準を正確に把握し設計価格等の確認を十分に行うよう努めます。

(工事番号1、30、31、32) (まちづくり局登戸区画整理事務所、施設整備部長寿命化推進担当)

イ バリアフリー関係基準を十分に確認すべきもの

[指摘の要旨]

既存建築物への通路等の改修工事において、バリアフリー関係基準による階段の踏面の端部(段鼻)と周囲部分との色の明度、色相又は彩度の差の確認が不十分であったため、段が識別しにくくなっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、既存建築物のバリアフリー関係基準の適合状況を十分に確認することや、委託設計の際に留意するよう特記仕様書に記載することを、平成30年7月10日の所管部内係長級会議にて関係職員に周知徹底しました。また、階段の踏面の端部については、段が識別しやすくなるよう平成30年7月に補修を行いました。

今後は、新築だけでなく改修に際してもバリアフリー関係基準を十分に確認し、バリアフリーに配慮した適切な設計、監督に努めます。

(工事番号9) (まちづくり局施設整備部公共建築担当)